

## 第4回適正な価格形成に関する協議会 議事要旨

令和6年4月5日

### ○全国農業協同組合連合会 齊藤 常務理事

この協議会、そしてワーキンググループが設置されたこと自体、大きな成果だと考えている。現在、国会において食料・農業・農村基本法の改正案が審議されており、生産者から消費者に至る食料システムの関係者により食料の持続的な供給に要する合理的な費用が考慮されるようにしなければならない旨の基本理念が盛り込まれているが、この機運を皆で高めていきたいと思っている。

生産者の経営は、依然としてコストの高止まりで厳しい状況にある。特定のどこかにだけしわ寄せが発生しない、サプライチェーン全体で支える仕組みとなるよう協調できればと考える。今後、飲用牛乳ワーキンググループでも確認された課題の共有とコスト等に関する調査事業の実施を具体的に進めてもらった上で、コストの状況をサプライチェーンの関係者で共有し、今よりもタイムラグが生じないような何らかの工夫をお願いしたいと思っている。また、多少のタイムラグがあっても、先を見通すことができる仕組みができれば、生産者は勇気づけられるのではないかなと思う。

我々としては、酪農現場の危機的状況を消費者にまだまだ伝えきれていないと反省している。適正価格に対する認識のずれについては、そのずれの差が少しでも縮まるよう、消費者に向けて、コストの状況に対する理解が得られるような理解醸成の活動や事業拡大の取組について、全農としても引き続き取り組んでいく所存である。我が国になくてはならない酪農産業という共通認識の下、この協議会の関係者の御協力を賜り、サプライチェーン全体で一体感のある取組をできればと考えている。

### ○全国農業協同組合中央会 馬場 専務理事

食料・農業・農村基本法の改正案には、食料の価格形成にあたって、合理的な費用が考慮されるようにしなければならないと盛り込まれ、国会でも価格形成の仕組みについて法制化を視野に検討する旨の発言があったところである。

総理の発言としても、所得増と成長の好循環による新たな経済への移行といった政府全体の方針が示されたところであり、価格が上がれば需要が減るというようなデフレマインドから一歩進むには今しかないと考えている。国産の農産物、畜産物の価格自体は農業者にとってみれば、まさに賃金、所得であり、政府の方針であるデフレ完全脱却のためには、適正な価格形成の法制化を何としても実現していただきたい。

また、本日の資料における今後の検討方向においても、適正な価格転嫁を新たな商習慣としてサプライチェーン全体で定着させることや、農産物・食品の価格形成について、需給事情と品質評価によることを基本としつつ、食料の持続的な供給に要する「合理的な費用」が「考慮」される仕組みについて、法制化も視野に検討と書いてある。是非、この方向で検討を進めていただきたい。農林水産省によりコスト等の実態

調査も行うとのことだが、その結果に基づいて、関係者間で合意形成を図っていくことが何よりも重要だと思う。その上で、適正な価格形成の仕組みの法制化の実現に向けて、引き続き皆様と様々な議論を積み上げていきたい。

#### ○日本農業法人協会 井村 副会長

生産者としての立場からは、このような会合が開催され、消費者団体や流通関係の団体等の様々なステークホルダーが集まって議論を行うことができたこと自体に感謝申し上げる。そして、議論の中で、コスト調査を行うという方向性が示されたことについて大変ありがたく思っている。こういった実態があるのか、ファクトをしっかりと調査していただきたい。日本農業法人協会では、毎年会員約 2,100 社にアンケートを取っており、結果のとりまとめを農業法人白書として、今年も 5 月に公表する予定であるが、その速報として、我々経営者の経営課題として、回答者の 35.5%、3 分の 1 以上が価格転嫁できないということを課題として挙げている。加えて、市場価格の低迷についても 26%が課題として回答しており、経営における課題として表れているところである。

そうした中で、農林水産省は、我々法人経営体も 20 年後には基幹的な経営体が 4 分の 1、約 30 万になるということを数字として示している。今後、経営体が少なくなっていく可能性がある中で、スマート農業など取り入れて合理化、効率化をしていくが、やはり大切な従業員もおり、この従業員を確保するためにも、従業員の給与をしっかりと上げていかないと法人としての経営は成り立っていかない。今般の震災で被災した能登町に内浦アグリサービスという法人があり、この法人の専務が 4 月に賃上げをするという力強い発言をした。その理由として、能登は半島かつ過疎地であり、そこで震災が起こったことにより加速度的に離農が進む可能性がある。つまり、20 年後の日本の未来が今、能登に見えているのかもしれない。そこで、20 年後の日本の地方の姿が能登にあるのであれば、ここを改善するのは人材であり、そのためにしっかりと賃上げをして、従業員の育成をしていくということであった。まさにこの適正な価格によって、我々の従業員の賃金も上がっていくということなので、これも併せて考えていただきたいと思います。

#### ○中央酪農会議 隈部 副会長

今後の検討方向について異論はない。調査をお願いしたいと思う。生乳の生産コストは農林水産省が調査をして公表しているが、年 1 回の公表、前年の実績であることが、コスト上昇と価格転嫁のタイムラグの要因の一つとなっていると思う。必要であれば生産者、団体で協力をして前向きな対応を検討していきたいと思う。また、生産者と消費者から見た適正な価格に乖離が生じていることが課題となっている。今後の検討方向では、消費者の理解醸成という項目も記載されているが、是非、需給調整への対応を含めて検討していただきたい。

現場には、本協議会に多大な期待を寄せている酪農家が大勢いる。是非、実りある

取りまとめにしたいと思うが、まだ時間を要することが見込まれている。一方、自給率向上のため設備投資をした酪農家ほど厳しい経営環境が継続しており、再度の値上げが待ったなしの状況である。今般、春闘において多くの企業で大幅な賃上げを行ったことは政府の尽力によるものと感謝をしている。是非賃上げがあって、購買意欲の高揚、さらなる価格転嫁の実現につながっていくよう当面の継続的な対応をお願いしたい。酪農家、現場においても賃上げができるような環境になればと思っているので、よろしくお願いしたい。

## ○全国消費者団体連絡会 郷野 事務局長

2点、意見を申し上げたい。

1点目、今後の検討方向における消費者の理解醸成について、「品目ごとのコスト実態調査等を通じて、費用の明確化を検討。併せて、国産原材料の活用や、有機農産物等を通じた環境負荷の抑制等により付加価値の向上を検討」とあるが、コストの実態調査等を通じて費用を明確化していくことは重要だと思っている。また、消費者に伝える際には、数字のみのデータでコストを見える化するのではなく、生産者の置かれている立場や、サプライチェーン全体でどこにどのようなコストが掛かっているのかをわかりやすく伝えて、共感や納得感を持ってもらうことが大切だと思う。また、適正な価格形成の仕組みづくりの検討が進むことで、生産性の向上や付加価値の向上が図られることは消費者にとっても望ましいことだと思う。付加価値には、環境への配慮だけでなく、おいしさ、品質の良さ、栄養価、利便性、安定供給など様々な価値があると思う。それらのベネフィットが消費者の目に見えて還元されるよう、確かな仕組みを構築してほしいと思っている。それから価格について、消費者には様々な立場、年代、家族構成、経済事情などがあり、必ずしも低価格だけで選んで購入しているわけではないと感じている。先ほども触れたが、おいしいこと、安全・安心であること、便利であること、そのほかそれぞれのお気に入りやこだわり、生産者への思い、社会貢献、SDGs やエシカル消費など、情報を取り入れながら自分なりの消費行動をしていると思う。その意味からも、誇張やごまかしのない真摯な表示や、正確な情報の提供は大切だと思う。

2点目、フェアプライスプロジェクトに賛同する。資料中には、インターネットや店頭サイネージなどを活用し、とあるが、特に消費する場面、店頭や売り場での周知啓発が消費者の行動変容につながるのではないかと考えている。是非、小売事業者の皆様の御協力をいただきながら進めてほしいと思う。しかし、「消費者の理解を得なければならぬ」という言葉が一人歩きしてしまうと、相反するもの同士の競争体制にも感じられてしまうので、そうではなく、売り手側と買い手側の双方で協力、共有する信頼関係の構築が重要ではないかと思う。

最後に、これまでも発信しているとおおり、値下げについても適正な価格反映できる仕組みの検討を同時に進めてほしいということと、買うか買わないか、多様な消費者の選択を尊重していただきたいと思います。

### ○日本チェーンストア協会 牧野 専務理事

この議論が、物価も上がるが同時に所得も上がるから価格転嫁を進めるのだという環境下で進められていることは十分承知している。しかし、前々から申し上げているとおり、あくまでも特定品目の供給の持続可能性が問題意識の出発点だと理解しているので、政府全体の流れの中で一般論に寄ることなく、引き続き特定品目の供給の持続可能性ということを十分意識して進めていただきたいと思います。

法制化の議論の中では、何らかの品目を指定することになると思うが、そこが一般論にむやみに広がらないような歯止めというものが需要だと考えている。

また、法制化について、何かと事業者に報告させたり、届出をさせたり、計画を立てさせたりする法律が多くあり、こうした手続があることは事業者にとって非常に負担になるので、その点は十分に御認識いただきたい。

### ○日本スーパーマーケット協会 江口 専務理事

まずはこの会議の目的である「農産物・食品の合理的な価格の形成に向けて」ということの「農産物」からいくと、一般的に農産物は相場があって、需給の関係でその相場が決まり、それに従って我々小売業は買っている。そのため、ベースとなる価格は、我々が決めているわけではないので、我々としては何をしたら良いかをもう少し明確化してもらえると、どういう検討が必要なのかが見えてくると思う。

食品について、一番問題となるのは競争環境であるということ。これは小売業だけでなくメーカーや生産者にも言えることだと思うが、やはり競争環境があり、どうしても相手より安くという意識があるので、これに対してどうするかを考えておかないといけないと思う。

全体としては、これまで物流の 2024 年問題でもいろいろやっていて思ったが、関係者が集まってそれぞれの課題認識を情報共有すると何をすべきかがはっきりと見えてくるので、こういう場で議論することは重要であり、何が課題かを情報共有し、だからこういう方法で解決しようとする提案していくことは意味のあることだと考えている。

### ○全国中央市場青果卸売協会 出田 専務理事

資料 27～28 ページの「今後の検討方向」については、これまでの豆腐・納豆ワーキンググループや飲用牛乳ワーキンググループでの協議の状況がベースに記載されていると思うので、青果の卸売市場の取引にはなじまない点がいくつか散見される。その点を指摘したい。

まず、「コスト指標の作成・活用方法」について、コスト指標の具体的な活用方法としてここに掲げられている自動改定方式等は、毎日の市場取引で毎日相場が形成され公表されている青果の市場取引にはなじまない。

次に、28 ページでは「価格形成において、コストが考慮されていない」「コストが上昇しても価格交渉を機動的に行うことができない」等が課題として掲げられている

が、青果の卸売市場の取引の場合は、天候等で大きく左右されるその時々需給事情を敏感に反映して毎日の相場が形成されている。需給とかけ離れたコストの考慮は、非常に困難だと言わざるを得ない。

資料の右側の「今後の検討方向」では「需給事情と品質評価によることを基本としつつ」となっているように、コストを考慮するためには需要に応じた供給、需給調整の取組を価格形成の仕組みの中に入れておかないとうまくいかないのではないかと考える。

他方、合理的な費用を積み上げて価格水準を求めるというプロダクトアウト的な発想に対して消費者が買えるような水準かどうかは別問題なので、マーケットイン的な発想と合理的な費用の考慮との兼ね合いについて、農林水産省としてどのように考えているのかお伺いしたい。

最後に、本協議会のテーマは適正な価格形成についてだが、検討の目的は持続的な食料供給システムの確保にある。仮に持続的な供給の確保が可能な価格形成を実現できなかった場合の経営安定対策が十分なのかという検証も併せて検討すべきではないかと思う。あくまでも価格形成にこだわるのではなく、経営に対する、特に生産者段階に対する支援も併せて検討すべきであると考えている。

## ○食品産業センター 荒川 理事長

冒頭、農林水産省から食料・農業・農村基本法の改正について説明があったが、今まで見えづらかった部分が条文ではっきりと明示されたことで、本協議会での検討にも至っているのではないかなと思っている。食品産業の立場として、今回の食料・農業・農村基本法改正については3点ほど大変有難いということを指摘して、価格形成との関係にも申し上げたい。

1点目、「食料安保」と「食料システム」について定義されたことについて、今まで食料安定供給という形で条文に書いてあったが、その上位概念として食料安全保障という言葉が国際的にも整合性が取れた形で一人ひとりの食料アクセスということも含めて定義されたことは大変素晴らしいことだと思っている。また、「食料システム」という言葉も今までフードシステム等色々あったわけだが、今回、農業生産だけでなく、食品製造、流通、販売、そして消費に至る一連の活動ということでしっかりと位置付けられて農林水産省の行政対象の領域も広がるのではないかと期待している。昨今、子供食堂やフードバンクといった活動の重要性が増しているが、我々食品産業も参画していかななくてはならないと思う。その意味で、これまでこういった活動に関しては消費者庁や厚生労働省等の規制官庁がやっていたが、業所管省庁の農林水産省として御指導いただければと思う。

2点目、食品産業の位置付けを明確化して強化いただいたことについて感謝したいと思う。これまでどちらかと言うと一次産業的な発想が中心だったように思うが、こうして食品産業も同様に位置付けていただいたことにありがたい思いでいる。これからも農業と食品産業が Win-Win の関係で持続していけるように施策等の展開をお願いしたい。

3点目、合理的な価格形成について、本協議会については、昨年の夏から食料・農業・農村基本法の改正を先取りする形で議論を継続していただき誠にありがたい。こういった我々の取組が今後の改正に結び付くのではないかと考えているところである。これまでの市場メカニズムのみに信頼を置いたような条項に加え、合理的な費用が考慮されるべきと規定されたことは画期的だと思う。これまで農業生産の立場の方からも意見があったが、それだけでなく、その川下にある食品メーカー、食品流通、外食、といったそれぞれの立場のコストというものも当然あるわけであり、食料システム全体の合理的な費用が考慮されるような仕組みにしていただけるとありがたいと思う。

最後に、これからの進め方について、今回の議論である程度、論点が整理されたと思う。まずはこうした形で皆が一堂に会して議論して課題を共有できたことが大きな成果であると考えている。今後は本日も示された課題や論点等について、法制化も含めて、どのような制度で実効性ある措置を講じていくのかを議論していきたいと思うので、引き続きよろしく願いしたい。

#### ○日本生活協同組合連合会 平野政策企画室 室長（二村常務理事代理）

今後の検討方法について、「適切な価格転嫁を新たな商習慣としてサプライチェーン全体に定着させる」というところがまさに本丸と理解している。これを受けて、価格形成について需給事情と品質評価によることを基本としつつという前置きを書いているわけだが、需給と品質評価によって価格が決められるということが一番基本的なことだと押さえて進めることが大事ではないかと思っている。その上で、合理的な費用が考慮されることが必要ということだが、考慮されることを仕組み化するとほどの程度の仕組みが必要なのか、そして、法制化もどのレベルまで必要なのかということを経営者側から見て、今後検討する際に、消費者に対しても分かりやすく提示してほしい。

資料に、事情を十分考慮とあるが、例えば事例にある、採算を度外視した価格設定といったことが行われているということは独占禁止法でもう少しきちんとやるべきではないかとも思う。また、価格交渉を機動的に行えないということについても、既に企業ではコンプライアンスの窓口とか、内部告発などの制度もあるが、そういったものが十分に機能しているかどうかということも消費者側からは気になるところである。とはいえ、デフレが30年続いた中で培われてきた商習慣を変えていくために、必要最小限に仕組み化する、また、法制化を検討することは必要になってくるとは思う。

本来、市場や環境が急激に変化しているのであれば、その変化に対応して、新たな価値を創造するとか、イノベーションを起こすということが、資料にある「コストカット型経済から所得増と成長の好循環につながる経済」なのではないかと思う。そのため、今後の仕組み化、法制化については、消費者に対しても分かりやすいように、どういう議論になるのか明らかにしていく必要があるのではないかと。

## ○日本乳業協会 沼田 専務理事

原材料費、エネルギー費、固定費の増加に対応して、価格に適正に転嫁させて販売できるようにするということは、経営上、非常に重要であり必要なことであるため、このようなサプライチェーンの代表者が集まり、議論ができたことは非常に有意義で、参加してよかったと考えている。

議論の進め方については、生乳と牛乳と対象製品に違いがあるので、議論が難しかったように考えているが、そのような中でも、コスト指標を作って、活用できるようにするという方向性が示されているので、他団体や他の品目の状況を確認しながら、引き続き、できるかぎり協力していきたいと考える。

また、環境の急激な変化等によって業界の状況を発信して理解醸成を図ることの重要性が協議会を通じて再確認されたので、農林水産省においてもタイムリーな周知や情報発信をお願いしたい。特に、小売事業者の方々、消費者の方々への理解醸成活動はしっかり行っていただきたい。

最後に、先日の飲用牛乳ワーキンググループの中で残る課題については引き続き議論するとのことなので、ぜひ深掘りした議論を今後も期待したい。

## ○宮城大学 三石 副学長・教授

各構成員の意見を聞いて考えたことを3点述べたい。

1点目、食料・農業・農村基本法の改正案において、「食料安全保障」とともに「合理的な価格形成」がしっかりと条文の中に規定されたことは大きいと思う。我々が議論してきた内容がそれなりに国の方向とも歩調が合致している点は良いことだと思っている。

2点目、「農業の持続的発展」、これを基本としてしっかり押さえておくことだ。どんなに安くて良いものがあったとしても、日本の農業をなくさない、これが基本である。言うまでもないが、あえて言うと、農業は日本に必要であり残していく、そのために合理的な価格形成をどのようにするか、この部分を押さえておく必要がある。

大企業には内部留保等もあるが、中小企業や農家はこうした議論をしている間に、生産を続けられなくなる。議論が長引けば長引くほど、自然死のような状況に陥らせてはいけない。生産者、流通業者、小売業者、いずれも中小規模の組織というのは常に廃業の危機に直面している。この点を理解した上で議論していかなければならない。

3点目、価格が大きく変動し、これにどう対応しようかという時に、全く想定していないような、地政学リスクなど外部から大きな波が来ると、一気に恐慌状態のようになり、統制強化などの動きに陥る可能性がある。価格は基本的に需要と供給に基づいて市場で自由に決める、必要な施策があるのであればその外でやれば良いと考えている。過去の流れを見ていると、我々は既にぎりぎりのところにいるため、慎重に議論を積み重ねながら、過去の過ちを繰り返さないようにすることが大事だ。

## ○九州大学 福田 理事・副学長

食料・農業・農村基本法の改正案について、具体的な法案が出たということで、その中にこの協議会で今まで議論を重ねてきたことが十分に法案としても出ていることが、非常に重要なことかとまずは思っている。その上で、政府全体の価格転嫁に向けた取組という話が出ており、その中に労務費の転嫁のための価格交渉に関する指針が具体的に出ているが、対象となる産業や 12 の行動指針を見ても非常に重要な論点であり、我々の協議会での論点と重なるところが多々ある。この対象となる産業の中に現時点で食品産業は入っていないが、農業・食品産業もこういうところを参考に議論を進めてもらいたいと思う。

その上で、本日の資料にこれまでの協議の状況を踏まえた上で今後の検討方向が提案されている。これがどういうところに落ち着くべきか、ということは今後の議論を待たないといけないわけだが、今後の検討方向という意味では、示された論点は非常に重要で的確な点だと思うので、時間的な制約はあるが、しっかりこの協議会の場で議論いただければと思う。

## ○日本加工食品卸協会 時岡 専務理事

適正な価格転嫁を新たな商慣習としてサプライチェーン全体で定着させることは食料安全保障の確保の観点からも重要であり、そのために新たなルールをサプライチェーン当事者間で合意し、価格交渉の前提とすることが必要と考える。

合理的な価格交渉を可能にするためには、当事者間が共有できる前提条件が必要であり、例えば、特定の品目についてのコストの構造（生乳生産者の場合：飼料費、労働費、光熱水料及び動力費、その他など）を定義、共有し、それぞれのコスト項目を指標化することによって、コスト変動を「見える化」することが必要と考える。

一方で、これらのコストの見える化については、行政から一般の消費者に向けた情報発信によって周知し、小売業における価格転嫁がスムーズに行えるように消費サイドの理解を増進させることも必要と考える。

なお、法制化の方向としては、具体的な価格交渉については自由な競争原理を阻害することがないようにすることや、サプライチェーン全体の生産性向上を目指していくことなどに留意することが必要と考える。